

年末調整で使える 控除一覧 & 控除額早見表



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報は資料等をご確認ください。

年末調整と所得控除の基本

年末調整とは

年末調整は、毎月の給与から源泉徴収された所得税額と、
年間の総所得額に対して納めるべき所得税額の差額を精算する手続きです。

所得控除の役割

所得控除は、個々の事情に応じて税金の負担を軽くするための制度です。
扶養家族の有無や社会保険料の支払いなど、さまざまな状況に応じて所得から一定額を差し引くことができます。
控除額が大きいほど、課税対象となる所得が減り、所得税額も少なくなります。

すべての方に関わる控除

すべての方に関わる、基本的な控除です。
所得金額によって控除額が変動する点にご注意ください。

控除の種類	対象者・条件	控除額（最大）
基礎控除	全ての納税者	104万円
配偶者控除	合計所得900万円以下、 かつ配偶者の所得95万円以下	38万円
配偶者特別控除	納税者・配偶者の 所得に応じて適用	38万円

※基礎控除は合計所得2,350万円以下の場合。

※配偶者控除はその年の12月31日現在の年齢が70歳以上の配偶者の場合48万円。

家族状況に応じた控除

扶養親族の有無や、ご自身またはご家族が特定の条件に当てはまる場合に適用される控除です。

控除の種類	対象者・条件	控除額
扶養控除	16歳以上の扶養親族がいる	38万円～
障がい者控除	本人・配偶者・扶養親族が障がい者に該当	27万円～
ひとり親控除	事実婚関係なく、子を扶養する単身者	35万円
寡婦控除	夫と死別・離別後、再婚していない女性	27万円

※扶養控除は親族の年齢や同居の有無で変動します（例：特定扶養親族は63万円）。

※障害者控除は障害の程度や同居の有無で変動します。

保険料や掛金に関する控除

1年間に支払った保険料や掛金に応じて適用される控除です。

支払った金額がそのまま控除対象となるものと、上限が設けられているものがあります。

控除の種類	控除額
社会保険料控除	支払った全額
小規模企業共済等掛金控除	支払った全額
生命保険料控除	最高12万円
地震保険料控除	最高5万円

※生命保険料控除は、一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の合計額です。

新契約・旧契約で計算方法が異なります。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。